

二弁令和3年人第1066号

2021年（令和3年）8月18日

東京出入国在留管理局長 殿

第二東京弁護士会

会長 神田 安積

## 警 告 書

当会は、当会人権擁護委員会の調査の結果、申立人A氏からの人権救済申立事件について、貴所に対し、下記のとおり警告します。

### 警 告 の 趣 旨

相手方が申立人を病院に移送する際に、申立人に戒具（手錠）を使用した行為は、申立人の身体に対する著しい制圧行為であり、憲法31条、自由権規約9条1項の趣旨に反するため、人権侵害性が認められる。

よって、当会は、相手方に対し、今後の被収容者の移送にあたっては不必要な身体拘束をしないよう警告する。

### 警 告 の 理 由

#### 1 認定した事実の概要

申立人は、相手方に収容された後、精神科を受診し、統合失調症またはうつ病と診断された。医師の指示により精神疾患に関する薬剤が処方されたが、申立人が服薬を拒否したため、数カ月間にわたり、医療保護入院をした。

医療保護入院から退院後、申立人は定期的に医療機関を受診していたところ、相手方収容施設と病院の移動時に手錠により身柄拘束されていた。移動時の申立人の態様に関し、当会から相手方に対し、二度にわたり、手錠による身体拘束の根拠を照会するも、相手方からは被収容者処遇規則19条各号記載の具体的な事実の主張

はなされず関係法令の列挙のみに終始する回答内容を踏まえると、移動時において申立人には逃走、自傷他害、器物損壊の兆候等の戒具の使用を必要とする具体的事実は認められなかったと認定した。

## 2 判断

手錠の使用は、逮捕に相当する身体に対する著しい制約であるから、刑事手続同様の手続保障が認められるべきであり、憲法31条の定める「法律による手続」が保障される必要がある。そして「法律」には、制定過程において民意が全く反映されない行政の内部規則は含まれないから、相手方が回答した「違反調査及び令書執行規程」を根拠とする手錠の使用は、憲法31条により許されない（2014年（平成26年）9月18日 日本弁護士連合会 出入国管理における身体拘束制度の改善のための意見書19頁～20頁参照）。

加えて、自由権規約9条1項2文は「何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。」、同3文は「何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。」と規定しており、法律によらない戒具の使用は、これらに抵触する。

法律の委任を受けた規則が憲法31条の規定する「法律」に含まれるかについては議論があるところであるが（芦部信喜『憲法Ⅲ 人権（2）』有斐閣、101頁から104頁参照）、仮に相手方の指摘する規則に基づく戒具の利用が認められる場合があるとしても、被収容者処遇規則第19条は、逃走、自傷他害、器物損壊のおそれがあり、かつ、他にこれを防止する方法がないと認められる場合に、必要最小限度の範囲で、被収容者に対する戒具の使用を認める規定であるから、かかるおそれがあったとは認められないにもかかわらず、戒具（手錠）の使用が許されるものではないことは規則の文言から明らかである。

よって、申立人が逃走、自傷他害、器物損壊のおそれ等被収容者処遇規則19条各号に該当する具体的な兆候を示していたとは認められないにもかかわらず、相手方が医療機関への移送時に申立人に手錠をかけた行為は、身体に対する違法な制約であり、人権侵害に該当する。

以上